

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地で甚大な自然災害が発生しており、我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪などの災害が頻発化・激甚化している。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、平成30年12月に「国土強靱化基本計画」を見直した。また、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限は令和2年度末までとなっている。

過去の最大降水量を超える豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊、山間部の土砂災害などにより多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者が後を絶たない中、今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつなげるためには、防災・減災、国土強靱化に関して、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長と拡充を行うこと。
- 2 地方公共団体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額を確保すること。
- 3 災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)

} 宛(各通)